

会社法制（企業統治等関係）部会資料10及び12に対する意見

平成29年11月1日
経済産業省 産業組織課

会社法制（企業統治等関係）部会資料10「役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備に関する論点の検討（2の2）」及び部会資料12「その他の規律の見直しに関する論点の検討（2）」に記載されている事項に関する意見は以下のとおり。

記

一．部会資料10の「第2 会社補償に関する規律の整備」について

1．コーポレート・ガバナンス改革における会社補償の意義について

経済のグローバル化や第4次産業革命など、経営環境の変化と経営課題の複雑化が進む時代において、我が国企業が「稼ぐ力」を改善し、持続的な成長を実現するためには、非連続な変化にスピード感を持って対応するための果敢な経営判断を行うことが求められている。こうした状況において、今後ますます激化する内外からの優秀な人材の獲得競争に我が国企業がいかに対応していくかが重要な課題となっている。

会社補償は、経営陣に適切なインセンティブを与え、適切なリスクテイクを行わせるための、コーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つである。加えて、会社補償は、欧米においても広く認められた標準的な役員就任条件として、我が国においても既に優秀な人材を確保する上でのインフラともなりつつあり、人材獲得における海外企業との競争条件のイコルフットィングの観点からも、これを活用しやすくする制度整備を行うという視点が重要と考えられる。

以上の基本的な視点を踏まえて、各論点についていくつか意見を述べる。

2．「1 補償契約」について

（1）費用について

役員等が防御活動に要する費用について、役員等が善意無重過失であるかど

うかを問わずに会社補償の対象とするか否か、及び、役員等に対して責任を追及する者について限定を付すか否かについては、法律で画一的に制限せず、各社の判断に委ねるのが適当であると考えられるため、本提案に賛同する。

（２）損害賠償金等について

第三者に対して生ずる損害賠償金等について、会社補償の対象から除外される場合の役員等の主観的要件の定め方については、「補償の対象としない場合であっても、役員の職務の執行が萎縮することはないと考えられる」（部会資料４の１６頁）かどうか、実務上の対応を踏まえた検討が必要と考えられる。すなわち、参考資料１５においても述べたとおり、損害賠償請求に係る判決が出た場合や和解が成立した場合において、役員等が善意無重過失であるかどうかを確定していない場合もあるところ、このような場合、実務上、株式会社において役員等が善意無重過失であるかどうかを判断することは必ずしも容易でないことから、結果的に会社法に違反する補償の実行となるリスクを避けるため、株式会社が補償の実行を過度に抑制するおそれがある。そして、株式会社が補償の実行に萎縮する懸念が残れば、会社補償がなされるか否かに関する事前の予見可能性が十分に確保されず、その結果、役員等の職務の執行が萎縮し、役員等の適切なリスクテイクを支えるという会社補償の機能が十分に発揮されないこととなるおそれがある。

かかる懸念を可能な限り低減する観点から、例えば、役員等が悪意重過失であることが明らかな場合のみ会社補償の対象から除外する等、会社補償が実際に十分機能するような形で要件を設定することが必要である。

また、株式会社が第三者に対して損害を賠償した場合に役員等に対して求償可能な部分を会社補償の対象から除外することについても、株式会社において役員等の内部負担割合を判断することは実務上必ずしも容易でないことも踏まえると、「結局、株式会社が役員に対して第三者に生ずる損害賠償金を補償することができる場面が極めて限定」（部会資料４の１７頁）され、会社補償の機能が十分に発揮されないおそれがある。

さらに、この点に関しては、業務執行取締役等である取締役責任限定契約の締結を認めることと併せて議論する必要性を指摘する意見も部会において複数示されているところであり、役員に適切なインセンティブを付与する観点から、会社補償と密接に関連した論点として、一体的に議論することが望ましいのではないかと。

３．「２ 株主総会の決議又は取締役会の決議」について

会社補償をするための手続について、その適正の担保は、補償契約の締結に

ついて取締役会又は株主総会の決議を経おくことで足りると考えられ、補償の実行の都度、一律に取締役会又は株主総会の決議を経なければならないとする【A案】は、適時の補償の実行が阻害されるおそれもあると考えられるため、【B案】が適当であると考えられる。

4. 「4 事業報告における開示」について

補償契約に関して開示を義務付ける事項の範囲については、会社補償の適切な活用を行いやすくする制度整備を行うという観点から、開示に伴う影響も踏まえて、慎重に検討する必要があるように思われる。特に、補償した費用等の額について開示を義務付けることにより、場合によっては個別案件に係る和解金の額等が明らかになることも想定され、本来会社補償制度を利用することが適切な場合にまで役員等がその利用を躊躇してしまう旨の懸念も指摘されているところであり、重要な政策的意義を有する会社補償が利用しにくいものとならないよう、必要な開示事項の範囲や適当な代替手段の有無について、慎重に検討することが望ましい。

二. 部会資料12について

1. 「第1 社外取締役の行為の業務執行該当性」について

我が国企業の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るという観点からは、社外取締役がその監督機能や助言機能を十分に発揮し、会社の意思決定の適法性や合理性を担保することが重要であり、社外取締役の積極的な活用が求められているところである。そのような状況の下、社外取締役に求められる役割の範囲は大きく拡大している。

本提案に係る規律は、「セーフ・ハーバー」ということであり、かかる規律を設けることにより、これまで社外取締役が行うことができることとされていた行為は引き続き特段の手續等を踏まずとも実施可能であり、疑義が生じ得る行為が生じた場合に、本提案で示された手續等の要件を満たすことによりそのような行為の実施が可能となるため、このような要請に応える制度整備として適切なものであると考える。

また、社外取締役に期待される役割・機能は、必ずしも「株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合」のみに限定されるものではないと考えられるところ、これを例示とすることについては、妥当と考えられる。

なお、社外取締役に求められる行為の中には、緊急性や事柄の性質上、取締役会の決議等による委託を受けるのに先行して開始し、あるいは委託を受けることなく行うことが適切なものも想定される。このような場合にも対応可能な

規律とするため、都度の委託が不要な行為を定めることや、都度の委託として一定程度事前の包括的な委託が認められるのか、一部の行為を委託に先行して行うことが認められるのか等も併せて議論することが有益であると思われる。

2. 「第3 他の会社の株式等の取得と引換えにする株式の交付」について

第4次産業革命の進展等に対応し、我が国企業の「稼ぐ力」を高めるためには、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進し、経営資源を成長性・収益性の見込める事業に振り向けていくことが必要である。株式を活用した再編は、このような事業再編を実現する重要な手段の一つであるため、これを円滑化し、迅速かつ柔軟な事業再編を可能とする制度整備を行うことは極めて重要である。

組織再編によらずに株式を対価とする買収取引を行うニーズは、既に指摘されている「対象会社が外国会社である場合や、対象会社を完全子会社とすることまでを企図していない場合」（部会資料7の7頁）のほか、二段階買収における一段階目の取引として対象会社の議決権保有割合を上昇させることを企図して行う場合にも認められ、本提案が想定するような規律を設けることの有用性は非常に高いと考えられる。

なお、親会社による子会社の完全子会社化取引等、株式会社が既存の子会社の支配権をより強化する取引も、効率的な経営資源の活用のための重要な手法の一つであるところ、かかる取引においても、自社の株式を対価として用いるニーズは高いと考えられる。このような場合も本提案に係る規律の適用範囲に含めることの可否についてもご検討いただきたい。

以上